

## デジタル化の進展等に伴う知的財産法制の改正

### ～不正競争防止法等の一部を改正する法律案の解説～

梅田総合法律事務所 弁護士 中村 昭喜  
弁護士 布浦 直

#### ▶ POINT

- ① 知的財産の分野におけるデジタル化・国際化を踏まえ、知的財産法制が改正される予定です。
- ② 改正不正競争防止法では、新たに、デジタル空間における模倣行為が「不正競争行為」として位置付けられます。
- ③ 改正不正競争防止法では、「営業秘密」や、「限定提供データ」(商品として広く提供されるデータや共同事業体内で共有されるデータ等)の保護が強化されます。

#### 1 はじめに

令和5年3月10日、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」といいます。)が閣議決定され、現在開会中の第211回通常国会に提出されました。

本改正案は、知的財産制度について、デジタル化・国際化を踏まえた見直しを行い、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするといったことを目的としています<sup>1</sup>。

本改正案のポイントは以下の3点です。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

<sup>1</sup> 経済産業省 HP (<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230310002/20230310002.html>)

- (2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備
- (3) 国際的な事業展開に関する制度整備

本ニュースレターでは、これらのうち、(1)デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化のテーマに焦点を当て、その中でも特に重要と考えられる、①デジタル空間における模倣行為の防止、②営業秘密・限定提供データの保護の強化に係る改正点について解説します。

## 2 ①デジタル空間における模倣行為の防止について

不正競争防止法(以下「不競法」といいます。)は、多数の「不正競争行為」を定義づけており、権利者に対し、差止請求や損害賠償請求における損害額の推定など、特別な保護を設けています。

この不正競争行為の1つに、「形態模倣商品の提供行為」(不競法2条1項3号)があります。例えば、他人の商品の形状を物理的にコピーする行為等がこれに該当しますが、従来、この規定は、有体物の商品を模倣する場合にのみ適用されると解されていました。

しかし、今は、メタバース等のデジタル空間における経済取引が活発になり、従来フィジカルで(物理的に)行われてきた事業のデジタル化が加速しています。その結果、従来では想定しなかったデジタル空間での模倣行為、例えば著名な衣服のデザインが、デジタル空間での3Dモデルにより、権利者の許諾なく再現されるなどの事態も生じ得ることとなりました。このような場合、現行の不競法では「不正競争行為」に該当せず、また、意匠法や著作権法のその他の法律においても、権利者が十分に保護を受けられない可能性が指摘されています。

そこで、本改正案では、「携帯模倣商品の提供行為」に、デジタル空間で行われるものも含めることとされました。これにより、前述のような事例において、権利者が不競法による保護を受けることが可能となります。

## 3 ②営業秘密・限定提供データの保護の強化について

### (1) 限定提供データの保護範囲の拡張

不競法は、営業秘密とは別に、ビッグデータといわれる大量に集積された情報で、一定の要件を満たすものを「限定提供データ」として保護しています。イメージとして、気象データ、自動車の走行データなど、複数の企業間で共有されることで新たな事業やサービスの創出につながるものが期待されているデータです。

もっとも、現行の不競法は、「限定提供データ」として保護される範囲について、「秘密として管理されているものを除く」と規定しているため、一定のケースにおいて、「営業秘密」としても、「限定提供データ」としても保護されないおそれがあり、保護の隙間が生じているという問題点が指摘されていました(下の図1の緑の部分)。例えば、ライセンス元が秘密として管理し、ライセンス先に秘密保持義務を課していたデータであるにもかかわらず、ライセンス先が当該義務に違反して当該情報を公開してしまった場合などがこのケースに該当します。

【図1：現行法における保護の隙間】

		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理 されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報	限定提供 データ	※隙間	限定提供 データ	限定提供 データ
秘密管理 されていない情報	非公知な情報		限定提供 データ		
	公知な情報				

データに関し、保護の隙間が生じてしまっている。

(「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」<sup>2</sup>より) 引用)

そこで、本改正案では、「限定提供データ」の保護範囲について、現行法の「秘密として管理されているものを除く」という要件を、「営業秘密を除く」という要件に改めることで(図1の改正案①)、このような保護の隙間を埋めようとしています。

## (2) 損害賠償額算定規定の見直し

### ア 「技術上の秘密」要件及び「物を譲渡」要件の拡充

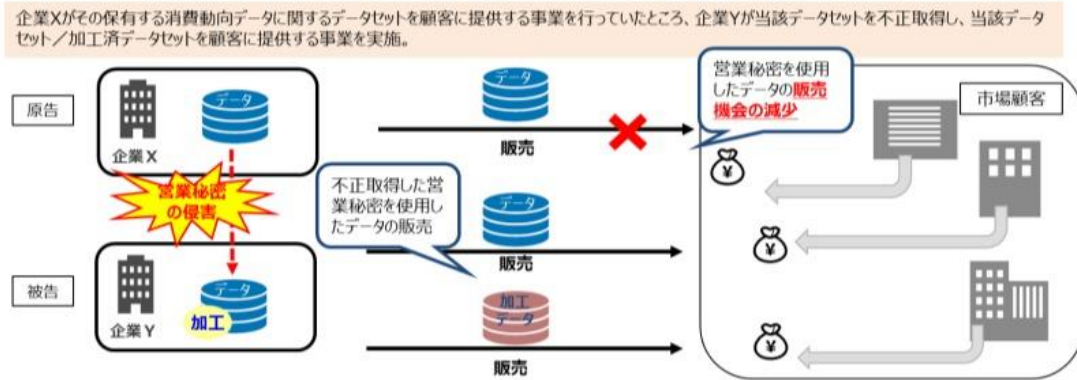
不正競争行為による営業上の利益の侵害を受けた場合、被侵害者の損害については、種々の事情が絡み合って発生するため、損害額を立証することが困難であるという問題点があります。このような立証の困難性から被侵害者を救済するため、不競法5条は、損害額の推定規定を設けています。例えば、不競法5条1項では、販売された侵害品の数量に、被侵害者が得られたであろう単位数量当たりの利益の額を乗じた額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる旨が定められています。

もっとも、現行の不競法5条1項は、その対象となる営業秘密を、「技術上の秘密」に限定しています。そのため、営業秘密ではあるものの、「技術上の秘密」には該当しない営業上の情報、例えば消費動向データに関するデータセットなどには、不競法5条1項は適用されません(その結果、権利者は、困難な逸失利益の立証を強いられることとなります。)。しかし、企業の競争力の源泉として、データの価値が増している中、このような営業上の情報に関する不正競争行為があった場合にも、損害額の推定規定が適用されるべきであるとの問題意識が指摘されていました。

また、現行の不競法5条1項は、適用範囲を物の譲渡行為(典型的には、商品の販売が想定されます。)に限定しています。そのため、物の譲渡行為に当たらないデータの提供行為等には同項を適用することができず、ビジネスモデルが多様化する中、この点に関しても適用範囲を広げるべきとの問題意識が指摘されていました。

<sup>2</sup> ([https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki\\_zaisan/fusei\\_kyoso/pdf/20230310\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/20230310_1.pdf))

【図3：現行法では適用できない事例】



(「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」より引用)

以上のような問題点を解消することを目的として、本改正案では、不競法5条1項の適用範囲を拡大し、同項の「技術上の秘密に関するものに限る。」との文言を削除し、また、物の譲渡だけでなく、役務の提供をした場合にも同項が適用されるよう、新たな規定が追加されています。

#### イ 生産能力等を超える損害部分に相当するライセンス料額

特許法102条1項は、特許権が侵害された場合について、損害額の推定規定を設けていますが、侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超える部分についても、ライセンス料相当額の逸失利益として、損害賠償を求めることができることになっています。これは、特許権者が自ら製品を販売等する(実施する)と同時に、特許権の実施を第三者にライセンスすることが可能であるということから設けられた規定です。現行の不競法には、同様の規定がありませんでした。

しかし、営業秘密等についても様々なものがあり、ビジネスが多様化する中で、特許権と同様に、自らが当該営業秘密等を使用すると同時に、ライセンスにより第三者に使用許諾をすることができるものもあります。そこで、不競法5条1項についても、特許法と同様に被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分の損害の認定規定が追加される予定です。

#### ウ 相当使用料額の増額要因の考慮

特許法102条4項は、特許権が侵害された場合、特許権者によるライセンス付与の判断機会が喪失されたことや、侵害者が契約の制約を受けずに特許権を実施できたこと等の事情を踏まえ、特許権者が特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額(端的に言えば通常の契約交渉で決定されるライセンス料より割高な額)を、損害賠償の増額要因として考慮することができると規定しています。この規定は、権利者の許諾がない特許権侵害があった場合と、権利者の許諾のもと特許を利用する場合とで、特許利用の対価が同等でよいのかという問題意識から設けられたものです。

このような問題意識は、営業秘密等に関して不正競争行為があった場合でも該当すると考えられるため、本改正案により、不競法に同趣旨の規定が新設される予定です。



## 4 最後に

本改正案は、主に技術の発達によるビジネスモデルの多様化や、デジタル空間における経済取引の活発化といった時代の変化に対応するためのものですが、近時、同様の趣旨での知的財産法制の改正が頻繁に行われています。

限定提供データに関する改正をはじめとし、本改正案は業態にかかわらず多くの企業に影響を及ぼすと考えられますので、改正点を適切にキャッチアップすることが重要です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

令和5年1月に検事を退職し、4月から梅田総合法律事務所勤務しています。弁護士になった後、検事時代に見えていた景色とはまた別の景色が見えつつあります。弁護士になる前、先輩弁護士から、「弁護士は、依頼者が生きやすいようにしてあげることが必要」という趣旨の言葉をいただきました。4月以降に扱っている案件はまだ少ないのですが、いずれも、うまく処理しないと、依頼者の方は「現在就いている様々な役職を降りなければならなくなるだろう。」「将来の計画を断念しなければならなくなるだろう。」「その業界には今後いられなくなるだろう。」などと考えさせられるものばかりです。これら案件を通じて、依頼者の方の人生に大きく関わっているのだということを強く感じており、それが自然と自分のエネルギーとなっています。弁護士としてもやっていけそうな気がしています(知らんけど(笑))。

(弁護士 八澤健三郎)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>